

イ 事件の概要

番号	概 要			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
1	<p>1月27日10時30分、豊島区在住の患者から、24日、千代田区内の飲食店にて親戚11名で会食したところ複数名が食中毒症状を呈している旨、豊島区池袋保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは、24日18時30分から11名で会食し、25日昼頃から27日にかけて9名が吐き気、おう吐、下痢、発熱等を呈していた。また、24日の当該飲食店の利用客を調査したところ、1グループ2名が類似の症状を呈していた。これらの患者全員が「シジミの醤油漬」を食べており、検査の結果、2グループの患者6名からノロウイルスを検出した。患者の共通食はこのほかにはないことから、千代田区千代田保健所は本件を当該飲食店が提供した「シジミの醤油漬」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
2	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
3	食中毒事件の詳報 (p. 88) に掲載			
4	原因食品の 喫食場所	イベント会場	調査実施施設	その他
5	食中毒事件の詳報 (p. 90) に掲載			
6	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
	<p>2月13日10時30分、葛飾区在住の患者から「8日に葛飾区内の飲食店で法事の会食を行った15名のうち、9名が腹痛、下痢、発熱等を呈している。」旨、葛飾区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは8日昼に当該飲食店にて刺身、天ぷら、酢ガキ等を喫食し、9日14時頃から9名が吐き気、おう吐、腹痛、下痢、発熱等を呈していた。食材が共通する7日から9日の利用客について調査したところ、9日に利用した2グループ29名からも計9名の患者を確認した。患者らの共通食は当該飲食店のほかにはなく、患者のふん便からノロウイルスを検出したことから、葛飾区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>患者が発生した3グループには酢ガキが提供され、原因食品として疑われたが、これを食べなかった患者がいたこと、遡り調査の結果、他の苦情はなかったことから、原因食品の特定には至らなかった。</p>			
	<p>2月23日20時38分、千代田区内の会社員から、18日に6名で港区内の飲食店にて中華料理を食べたところ、全員が食中毒症状を呈した旨、東京都保健医療情報センターを通じて港区みなど保健所に連絡があった。</p> <p>6名は18日19時30分から当該飲食店にてシジミの老酒漬、青菜炒め等を喫食し、全員が19日23時から20日11時にかけて腹痛、下痢、発熱等を呈した。また、20日19時30分から当該飲食店を利用した別グループ9名も、シジミの老酒漬、中国パセリ等を喫食し、7名が21日11時から22日8時にかけて腹痛、下痢、発熱等を呈していた。2グループの患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したことから、港区みなど保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>参考食品のシジミ半茹でからノロウイルスを検出し、原因食品としてシジミの老酒漬が疑われたが、従業員からの汚染も否定できず決定には至らなかった。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要			
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	集団給食(要許可)、集団給食(届出)、魚介類販売業	
7	<p>2月22日16時55分、東久留米市内の老人ホーム職員から多摩東村山保健所に、施設入所者、デイサービス利用者、職員等が食中毒症状を呈している旨の連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該施設及び当該施設の設置者が別の施設で運営しているデイサービスの利用者等191名のうち71名が20日15時からおう吐、腹痛、下痢等を呈しており、ふん便からノロウイルスを検出した。患者の中に、19日昼食の刺身（マグロ、ハマチ）のみを喫食して発症した者がいたことから、刺身を納品した魚介類販売業者の検便を行ったところ、ノロウイルスを検出した。患者及び魚介類販売業者のふん便由来のノロウイルスについて、遺伝子学的精密検査を実施したところ、遺伝子型が一致した。</p> <p>患者が発生した両施設では合同のイベント等を行っておらず、給食の食材やメニューは同じだが調理従事者は専属であった。また、魚介類販売業者と入所者等の患者が接触する機会はなかった。</p> <p>以上から、多摩東村山保健所は当該魚介類販売業者が調製、納品した「刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
8	原因食品の 喫食場所	老人ホームほか	調査実施施設	集団給食(要許可)、集団給食(届出)、魚介類販売業
9	食中毒事件の詳報 (p. 93) に掲載			
10	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
11	<p>2月27日18時5分、新宿区内の会社員から、24日に同区内の飲食店で行った職場の宴会の出席者が食中毒症状を呈した旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは24日19時から13名で当該飲食店にてピータン豆腐、カキフライ炒め、ワンタン等を喫食し、24日から27日にかけて10名が下痢、吐き気、発熱等の症状を呈した。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出した。以上から、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
12	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
13	食中毒事件の詳報 (p. 94) に掲載			
	原因食品の 喫食場所	バス車内ほか	調査実施施設	飲食店（弁当）、食料品等販売業

番号	概要		
	原因食品の 喫食場所		
13	<p>3月11日13時、大田区在住者から、3日に同区内の飲食店で9名で会食し、6名が食中毒症状を呈している旨、大田区保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは3日18時20分から当該飲食店にて鶏レバ刺し、鶏わさ、牛レバ刺し、鶏唐揚げ、焼き鳥等を喫食し、4日6時から5日22時30分にかけて6名がおう吐、下痢、発熱等を呈した。患者にこのほかの共通食はなかった。検査の結果、患者6名及び非発症者2名のふん便と参考食品からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者及びカンピロバクターを検出した非発症者全員が、牛レバ刺し、鶏唐揚げ、豚バラ串焼きを喫食し、また、鶏レバ刺し、鶏わさは、患者1名を除く7名が喫食していた。牛レバ刺し、鶏レバ刺し、鶏わさは、同じ皿に盛り付けられ、相互汚染の可能性があった。鶏唐揚げ、豚バラ串焼きは十分に加熱されていた。以上から、大田区保健所は当該飲食店が提供した「食肉類の刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
14	<p>3月8日9時25分、杉並区内の公務員から、4日18時から20時にかけて同区内の飲食店にて同僚と宴会を行ったところ、6日昼頃から複数名がおう吐、下痢等を呈した旨、杉並区杉並保健所に連絡があった。</p> <p>患者グループは34名で当該飲食店にて刺身、生カキ、鍋等を喫食し、4日24時から6日16時にかけて20名が吐き気、下痢、発熱等を呈し、患者ふん便からノロウイルスを検出した。χ^2検定を行ったところ生カキに有意差が認められたこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、杉並区杉並保健所は当該飲食店が提供した「殻付生食用カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	飲食店（すし）	調査実施施設	飲食店（すし）
15	<p>3月6日10時、杉並区内の医師から、食中毒疑いの患者1名を診察した旨、東京都保健医療情報センターを通じて患者の住所地を管轄する中野区保健所に連絡があった。さらに、同日13時、千代田区内の医師から、食中毒が疑われる患者7名を診察した旨、同じく東京都保健医療情報センターを通じて千代田区千代田保健所に連絡があった。調査の結果、2例の患者は勤務先が同じで同一グループであることが判明した。</p> <p>患者の共通食は、3日の夕食の弁当と4日昼の千代田区内の飲食店での食事であった。3日の夕食は計1,059食が提供され、患者勤務先及びその関連事業所に配達されていたが、患者グループ以外から類似の患者の届出はなかった。4日昼の食事は同僚15名で会食したもので、このうち10名が5日15時から6日13時にかけて、吐き気、おう吐、下痢、発熱等を呈した。患者の喫食内容はヒレカツ、ロースカツ、チキンカツ等の定食で、共通する食品は付け合わせのキャベツ、みそ汁、ご飯であった。検査の結果、患者3名及び調理従事者1名のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子型が一致した。以上から、千代田区千代田保健所は、4日昼の「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
16	<p>3月8日14時10分、千代田区内の会社員から千代田区千代田保健所に、同区内の飲食店において5日に宴会を行った11名全員が食中毒症状を呈している旨、連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該グループの11名は、5日16時30分から当該飲食店において、シジミの紹興酒漬、中華くらげ、チャーシュー等を喫食し、6日正午頃から下痢、腹痛、発熱等を呈した。また、4日に当該飲食店でシジミの紹興酒漬等を喫食した2名のうち1名が5日から同様の症状を呈していた。検便の結果、患者からノロウイルスを検出した。</p> <p>患者の共通食はシジミの紹興酒漬のほかになかったことから、千代田区千代田保健所は「シジミの紹興酒漬」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該飲食店では、シジミを加熱不十分な状態で紹興酒に漬けて提供していた。</p>		
	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要			
17	<p>3月11日16時、文京区内の医師から、「8日におう吐症状で幼児が受診した。幼児は、姉が通園する文京区内の幼稚園で5日に行われた謝恩会において提供された食品を食べた。謝恩会参加者100名のうち約30名が、6日からおう吐、下痢等を呈している。」旨、文京区文京保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、謝恩会は卒園予定の園児とその保護者・家族及び職員等127名が参加し、文京区内の弁当店が調製したおにぎりセット（おにぎり、鶏唐揚げ、厚焼き玉子）や市販の菓子類、ジュース等を喫食していた。このうち、47名が6日7時頃から8日14時頃にかけて、おう吐、下痢、腹痛、発熱等を呈した。患者の共通食は謝恩会の会食のほかにはなかった。検査の結果、患者のふん便からノロウイルスを検出し、症状は同ウイルスによるものと一致した。また、χ^2検定を行ったところ、おにぎりセット中の「鶏唐揚げ」が危険率1%未満で、「おにぎり（鮭）」が危険率5%未満で有意差が認められた。以上から、文京区文京保健所は当該弁当店が調製した「おにぎりセット」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（弁当）	調査実施施設	飲食店（弁当）
18	食中毒事件の詳報 (p. 96) に掲載			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
19	<p>3月10日8時30分、新宿区内の介護老人保健施設の施設長から、多数の入所者が下痢等を呈している旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、入所者及び職員160名のうち71名が9日20時から11日9時30分にかけて、下痢、腹痛等を呈していた。患者発生は居室のフロアによる偏りではなく、職員で発症したのは9日の朝食を喫食した者に限られていた。検査の結果、9日の朝食に提供された「鶏肉と白菜のスープ煮」の検食及び患者ふん便からウエルシュ菌を検出した。以上から、新宿区保健所は当該施設が提供した「鶏肉と白菜のスープ煮」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>「鶏肉と白菜のスープ煮」は、100°Cで1時間煮込んだ後、室温で4時間放冷されており、この間にウエルシュ菌が発芽増殖したと考えられた。</p>			
	原因食品の 喫食場所	集団給食（届出）	調査実施施設	集団給食（届出）
20	<p>3月19日10時30分、千葉県松戸市内の患者から、14日18時から豊島区内の飲食店にて2家族6名で会食したところ、全員が16日0時30分から18日14時30分にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈した旨、都食品監視課を通じて豊島区池袋保健所に連絡があった。</p> <p>患者が喫食した中華料理18品目のうち、アサリの老酒漬のほかは90°C以上の加熱がされていた。2家族の共通食は当該飲食店の食事のみであること、患者のふん便からノロウイルスを検出したことから、豊島区池袋保健所は「アサリの老酒漬」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
21	<p>3月22日10時50分頃、青梅市内の会社関係者から、同社社員が19日から食中毒症状を呈している旨、多摩川保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、同社社員35名が19日8時から21日16時にかけて、腹痛、おう吐、下痢、発熱等を呈しており、患者の共通食は18日昼の社員食堂の食事であることが判明した。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出した。患者の発生に部署による偏りではなく、発症日以前に社内でおう吐した者はいなかった。以上から、多摩川保健所は当該給食施設が提供した「給食」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>ノロウイルスが検出された調理従事者は社員と同時期に発症しており、18日の給食を食べていてから患者であると考えられた。患者が喫食した給食は4種類あり、患者のうち33名が共通して喫食していたマカロニサラダが原因食品として疑われたが、特定には至らなかった。</p>			
	原因食品の 喫食場所	集団給食（要許可）	調査実施施設	集団給食（要許可）
22	食中毒事件の詳報 (p. 97) に掲載			
	原因食品の 喫食場所	集団給食（要許可）	調査実施施設	集団給食（要許可）
23	食中毒事件の詳報 (p. 99) に掲載			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概要		
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	飲食店（一般）
24	<p>4月30日11時30分、新宿区内の会社から新宿区保健所に、23日に同区内の飲食店で焼肉を喫食した社員5名のうち4名が25日から食中毒症状を呈した旨の連絡があった。</p> <p>患者らは23日12時から当該飲食店で、焼肉、ユッケ、レバ刺し、サラダ等を喫食し、4名が25日18時から26日15時にかけて下痢、発熱、腹痛等を呈しており、このほかに共通食はなかった。検査の結果、患者のふん便からカンピロバクター及びサルモネラを検出した。以上から、新宿区保健所は当該飲食店での「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>レバ刺しを喫食しなかった1名が発症しなかったことから、原因食品としてレバ刺しが疑われたが、他からは同様の苦情がなく特定には至らなかった。</p>		
25	<p>5月1日21時30分頃、茨城県内の医師から「食中毒症状を呈した患者3名を診察した。患者らは4月29日に台東区内の飲食店で会食している。」との連絡が茨城県にあり、5月2日10時、都食品監視課を通じて台東区台東保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは4月29日17時30分から56名でばらちらし寿司、刺身、サラダ等を喫食しており、34名が4月29日23時から5月2日15時にかけて下痢、おう吐、発熱等を呈した。検査の結果、患者のふん便からノロウイルスを検出した。会食には3つの大学の学生が参加しており、患者の発生に偏りはなかった。χ^2検定を行ったところ、ばらちらし寿司に有意差が認められた。当日、当該飲食店をほかに43名が利用していたが、ばらちらし寿司が提供されたのは患者グループのみで、他のグループから発症の届出はなかった。以上から、台東区台東保健所は当該飲食店が提供した「ばらちらし寿司」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
26	<p>5月7日16時、埼玉県内の会社員から埼玉県に、同僚4名で4日19時から千代田区内の飲食店においてバイキング料理を喫食したところ、4名ともおう吐、発熱等を呈した旨の連絡があり、都食品監視課を通じて千代田区千代田保健所に通報があった。</p> <p>調査の結果、4日又は5日に当該飲食店においてバイキング料理又はコース料理を喫食した9グループ37名がおう吐、下痢、腹痛、発熱等を呈したことが判明した。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出した。</p> <p>患者の共通食は当該施設での食事のみであったことから、千代田区千代田保健所は「バイキング料理及びコース料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
27	<p>5月17日15時頃、品川区内の会社から品川区保健センターに、14日夜に同区内の飲食店で会食を行い、その後別の飲食店で二次会を行った社員が食中毒症状を呈しているとの連絡があった。</p> <p>患者らは14日19時頃から品川区内の飲食店で14名で会食を行い、同日21時30分頃からそのうち10名が同区内の別の飲食店で二次会を行った。15日8時から17日5時30分にかけて6名が下痢、おう吐、腹痛等を呈したが、一次会のみに参加した4名に発症者はいなかった。検査の結果、患者及び二次会を行った飲食店の調理従事者のふん便からノロウイルスを検出した。二次会のメニューにはシジミの醤油漬があり、特定には至らなかったが原因食品として疑われた。以上から、品川区保健センターは二次会の「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>		
28	<p>5月19日11時20分、大田区内の医師から大田区保健所に、18日深夜からおう吐、下痢、発熱等を呈して入院中の患者夫婦のふん便からサルモネラを検出したことから、食中毒である旨の届出があった。</p> <p>患者2名は品川区在住で、普段から外食や調理済み食品の喫食はしておらず、患者の共通食は家庭の食事以外にはなかった。担当保健所の調査時点において、当該家庭における食品の残品は廃棄されており、拭き取り検査にも協力が得られなかった。患者から検出したのはサルモネラ・エンテリティディスであったが、卵の購入店舗に類似の患者の届出はなかった。以上から、品川区保健センターは、原因食品不明の家庭における食中毒として処理した。</p>		
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	飲食店（一般）
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	家庭、食品販売業

番号	概 要							
29	<p>5月26日、患者の家族から、20日に武藏野市内の飲食店において患者が2名で食事をしたところ、21日6時頃から腹痛、下痢、発熱等を呈し、病院での検査の結果、サルモネラを検出した旨、多摩府中保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該飲食店を20日に利用したのは327名で、そのうち4グループ31名中25名が21日6時から23日15時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していることが判明した。4グループに共通している食品はティラミスで、殻付卵を使用していたが、調理に加熱工程はなかった。また、患者のふん便からサルモネラ・エンテリティディスを検出した。以上から、多摩府中保健所は当該飲食店が提供した「ティラミス」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>飲食店（一般）</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（一般）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）					
30	食中毒事件の詳報（p. 101）に掲載							
31	<p>5月27日9時45分、大田区在住の患者から、23日に府中市内の石材店にて32名で法事の会食をしたところ、25日に吐き気、おう吐、下痢等を呈し、親族も同様の症状を呈している旨、多摩府中保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは大人28名子ども4名の計32名で、調布市内の飲食店が提供した刺身、揚物、握り寿司等を23日12時30分から喫食し、参加者11世帯32名のうち大人16名が、24日7時から26日10時30分にかけて吐き気、腹痛、下痢等を呈した。患者ふん便からノロウイルスを検出したこと、患者の共通食が法事での会食のみであること、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、多摩府中保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>法事会場</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（仕出し）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	法事会場	調査実施施設	飲食店（仕出し）
原因食品の 喫食場所	法事会場	調査実施施設	飲食店（仕出し）					
32	<p>6月1日16時25分、小笠原村内の医師から食中毒症状を呈した患者2名を診察した旨、島しょ保健所小笠原出張所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者の共通食は小笠原村内の飲食店が調製した仕出し弁当の五目ご飯のみで、当該弁当を1日7時30分から同日19時にかけて喫食した15名のうち4名が、1日9時30分から同日22時にかけておう吐、下痢、腹痛等を呈していた。検査の結果、患者ふん便、食品残品及び調理従事者手指並びに当該施設の拭き取り検体から、黄色ブドウ球菌（コアグラーゼIV型、エンテロトキシンA産生）を検出した。以上から、島しょ保健所小笠原出張所は当該飲食店が調製した「五目ご飯」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>五目ご飯は当該飲食店で調製後、1日4時から喫食まで室温で保管されており、当日の気温は午前9時すでに26.9°Cであった。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>家庭等</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（すし）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	家庭等	調査実施施設	飲食店（すし）
原因食品の 喫食場所	家庭等	調査実施施設	飲食店（すし）					
33	<p>6月8日16時40分、墨田区内の医師から、食中毒が疑われる患者4名の診察をした旨、墨田区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、6日に出前や会食で墨田区内のすし店を利用した5グループ49名中32名が、7日から8日にかけておう吐、下痢、腹痛、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該すし店の食事のみであること、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、墨田区保健所は当該すし店が提供した「すし」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>患者自宅等</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（すし）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	患者自宅等	調査実施施設	飲食店（すし）
原因食品の 喫食場所	患者自宅等	調査実施施設	飲食店（すし）					
34	<p>6月17日11時50分頃、港区内の会社員から、社員8名が下痢、発熱、おう吐等の症状で会社を休んでいる旨、渋谷区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは10日19時から、渋谷区内の飲食店で社員17名が参加して会食を行い、焼き鳥、鶏刺身（ハツ、レバー、砂肝、ささみ、胸肉のたたき）、サラダ等を喫食し、14名が12日から15日にかけて下痢、腹痛、発熱、頭痛等を呈した。検査の結果、患者及び非発症者のふん便と、参考食品である生食提供用の鶏ささみ・レバー・砂肝から、カンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者の共通食は当該飲食店での会食のほかにはないことから、渋谷区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <table border="1"> <tr> <td>原因食品の 喫食場所</td><td>飲食店（一般）</td><td>調査実施施設</td><td>飲食店（一般）</td></tr> </table>				原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）					

番号	概 要			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
35				
	6月29日14時頃、三鷹市内の医師から多摩府中保健所に、腹痛、下痢等を呈して入院中の患者ふん便から大腸菌O157を検出した旨、連絡があり、翌30日にはベロ毒素（VT2）産生性が確認され、3類感染症発生届があった。 調査の結果、患者は20日夕食として、家族3名で武藏野市内の焼肉店において、焼肉、ユッケ等を喫食し、当該患者のみ24日昼頃から腹痛、下痢（血便）等を呈した。 一方、6月30日、府中市内の医師から多摩府中保健所に、食中毒症状を呈して受診した患者の検便の結果、腸管出血性大腸菌O157（VT2+）を検出したとの3類感染症発生届があった。この患者は19日18時頃、家族6名で当該焼肉店において、ユッケビビンバ、焼肉等を喫食し、24日14時頃から腹痛、下痢（血便）等を呈した。 当該飲食店が提供したユッケ及びユッケビビンバに使用する牛ロース肉は、生食用の表示はないもので、同じものを3日間にわたり使うこともあった。 患者ふん便由来の腸管出血性大腸菌O157菌株について疫学的性状検査をおこなったところ、PFGE型及び薬剤感受性の結果が一致した。患者2名は生活圏が異なり、共通食は当該施設における食事のみであったことから、多摩府中保健所は当該飲食店が提供した「ユッケ及びユッケ加工品」を原因食品とする食中毒事件と断定した。			
36				
	6月29日12時36分、大田区内の医師から大田区保健所に、食中毒症状を呈して受診した患者の検便の結果、腸炎ビブリオを検出したことから、食中毒である旨の届出があった。 患者は1名で、25日14時から腹痛、下痢、おう吐等を呈していた。喫食調査の結果、24日20時30分に出前のお寿司を喫食していたことから、当該すし店について調査したところ、参考食品1検体から腸炎ビブリオを検出したが、拭き取り検体及び調理従事者のふん便からは同菌を検出せず、他に有症苦情等はなかった。また、この寿司をいっしょに喫食した同居の家族は発症しておらず、検便の結果、腸炎ビブリオを検出しなかったことから、原因食品を特定するには至らなかった。 大田区保健所は本件を原因施設及び原因食品不明の食中毒として処理した。			
37				
	7月1日15時、大田区内の医師から、下痢、腹痛を呈した患者を診察したが、8名で同区内の飲食店を利用し他の者も発症している旨の連絡が、大田区保健所にあった。 患者らは、6月24日18時30分から当該飲食店にて8名で鳥刺し（胸肉・ハツ・砂肝）等を喫食し、26日13時から27日22時にかけて5名が下痢、腹痛等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店での会食以外ではなく、患者全員が鳥刺しを喫食していた。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。以上から、大田区保健所は当該飲食店が提供した「食肉類の刺身」が原因食品である食中毒事件と断定した。			
38				
	6月26日19時13分、島しょ保健所小笠原出張所へ、旅行者数名が同日16時30分頃から食中毒症状を呈し受診した旨の連絡があった。 患者らは26日13時30分頃から33名で弁当を食べ、そのうち2名が26日16時30分から17時30分にかけて下痢、腹痛、おう吐等を呈し、検査の結果、患者のふん便から黄色ブドウ球菌を検出した。グループの旅行中の食事は共通しており、複数の施設を利用していった。このため、原因施設の特定には至らず、島しょ保健所小笠原出張所は原因施設、原因食品不明の食中毒として処理した。			
39				
	6月30日10時35分、患者の家族から台東区台東保健所へ、「27日に家族が日帰りのバス旅行に参加し、弁当を食べた後に、おう吐し入院した。同じバスで数名がおう吐していたようである。」との連絡があった。 調査の結果、当該弁当は板橋区内の弁当屋が調製したもので、27日10時頃からバス車内等で弁当を喫食した282名のうち56名が27日12時から吐き気、おう吐、下痢等を呈した。検査の結果、患者、調理従事者及び食品参考品から黄色ブドウ球菌を検出した。以上から、板橋区保健所は「弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。 調理の際に調理従事者は手袋を着用していたが、調理・盛り付け時に黄色ブドウ球菌が食品に付着し、製造後喫食するまでの13~15時間の間に増殖したと考えられた。 なお、当該施設は2月にも黄色ブドウ球菌による食中毒を起こした（食中毒事件の詳報（p. 94）参照）。			

番号	概 要			
40	<p>7月7日18時15分、長野市内の医師から、出張中に新宿区内の飲食店を利用した患者のふん便からカンピロバクターを検出した旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>患者は長野県から5名で東京へ出張に来た際、6月30日19時30分から新宿区内の飲食店でとりわさ、焼き鳥、サラダ等を喫食し、4名が7月3日18時から4日20時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈し、患者ふん便及び当該飲食店の参考食品からカンピロバクターを検出した。患者グループには他に3カ所の共通飲食施設があったが、各人の喫食メニューが異なるなど、関連性はないと考えられた。以上から、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「鶏肉料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）、食料品等販売業
41	<p>7月7日10時3分、埼玉県から都食品監視課に、埼玉県内の医師から食中毒が疑われる患者について連絡があり、2日に新宿区内の飲食店で4名で会食し、そのうち3名が食中毒症状を呈している旨、通報があった。</p> <p>患者らは2日の18時30分から当該飲食店において4名で鶏レバ刺し、鶏ユッケ、鶏から揚げ、つくね等を喫食し、4日19時から5日6時にかけて3名が下痢、発熱、腹痛等を呈した。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便と参考食品からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者らにほかに共通食はなかった。以上から、新宿区保健所は当該飲食店での「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
42	<p>7月12日14時30分、世田谷区在住の患者から、10日13時に会社の同僚5名で中央区内の飲食店を利用したところ、全員が11日0時30分から同日13時にかけて下痢、腹痛、吐き気等を呈した旨、中央区保健所に連絡があった。</p> <p>5名の共通食は当該飲食店で喫食した寿司コース料理のみであること、患者ふん便及び参考食品から腸炎ビブリオを検出したことから、中央区保健所は当該飲食店が提供した「寿司コース料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（すし）	調査実施施設	飲食店（すし）
43	<p>7月20日14時25分頃、武藏野市在住者から多摩府中保健所に、17日から18日にかけてこどもクラブに所属する児童及びその家族92名である野市内でキャンプをしたところ、67名が下痢等を呈した旨、連絡があった。</p> <p>調査の結果、キャンプに行った児童及び家族92名は、キャンプ場内のバンガローに宿泊し、キャンプ場の水や、自炊のバーベキューやカレーライス等を喫食し、このうち67名が17日13時頃から21日23時頃にかけて、下痢、腹痛等を呈した。当該キャンプ場の水は、未消毒の湧水と水道水のクロスコネクションとなっており、当日は飲用不適の表示もなく、患者全員がそのまま飲用するか、麦茶として飲用していたことから、キャンプ場の水が原因と疑われた。検査の結果、患者4名のふん便からプレジオモナス・シゲロイデス、患者3名のふん便からカンピロバクターを検出したが、キャンプ場の水からこれらの菌は検出しなかった。また、同キャンプ場では、当日、他にも複数の利用者があったが、類似の患者の発生はなかった。</p> <p>以上から、多摩府中保健所は「キャンプ中の飲食物」を原因とする病因物質不明の食中毒として処理した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	その他（キャンプ場）	調査実施施設	その他（キャンプ場）
44	<p>7月28日16時50分、杉並区内の医師から杉並区保健所に、診察した患者のふん便から腸炎ビブリオが検出され、食中毒である旨の届出があった。</p> <p>調査の結果、患者は22日15時30分からおう吐、下痢等を呈していた。この患者は自宅ではあまり調理をしておらず、発症前にすしや刺身などの喫食はなく、持ち帰り弁当や出前のうな重などを喫食していた。当該うなぎ屋では患者宅に出前した日には刺身の取扱いはなく、弁当屋とともに他に類似の患者の発生はなかった。また、患者の夫は発症しておらず、検便の結果、腸炎ビブリオの検出はなかった。</p> <p>以上から、杉並区保健所は原因施設及び原因食品不明の食中毒として処理した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	飲食店（一般、弁当）

番号	概 要			
	<p>7月28日12時、新宿区内の学校から、23日に同区内の飲食店で会食をした学生及び職員が食中毒症状を呈している旨、新宿区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該飲食店を23日に利用した4グループ44名のうち33名が、23日23時から26日23時30分にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便と、参考食品のイカとエビから、サルモネラ・エンテリティディスを検出した。患者らは当該飲食店で焼肉、お好み焼き等を喫食していたが、χ^2検定を行ったところ、自家製マヨネーズソース、お好み焼き（ミックス玉）、焼肉（鶏もも）に有意差が認められた。このうち自家製マヨネーズソースは、21日に当該飲食店で調製したマヨネーズに、当日ケチャップとマスタードを加えたもので、卵を原材料とし、加熱工程はなかった。以上から、新宿区保健所は当該飲食店が調製した「マヨネーズソース」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
45	<p>7月27日12時10分、八王子市在住の患者から、25日の法事の会食に参加した5名が26日から食中毒症状を呈した旨、八王子保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは、25日14時から16時にかけて22名で八王子市内の飲食店で刺身、鮎の塩焼き、豆腐等を喫食し、26日5時から17時にかけて、そのうち5名が腹痛、下痢等を呈していた。検査の結果、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した。当日は当該飲食店を173名が利用しており、他に同様の苦情はなかったが、患者の共通食は当該飲食店での会食以外ではなく、八王子保健所は当該飲食店の「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
46	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
47	<p>8月2日9時40分、大田区内の会社から、社内診療所で受診した患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した旨、大田区保健所に連絡があった。</p> <p>患者は7月28日昼に会議用弁当を食べており、同じ会議用弁当を食べた同社の別事業所社員も発症していた。調査の結果、会議用弁当を食べた49名中24名が7月28日16時から30日10時にかけて腹痛、下痢等を呈していた。弁当を調製した施設では、通常の給食メニューも2,000食提供していたが、給食を喫食した者に発症者はいなかった。患者の共通食は会議用弁当のみであること、患者ふん便から腸炎ビブリオを検出したこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、大田区保健所は当該施設が調製した「弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>弁当は3種類あり、刺身メニューのない弁当喫食者からも患者がいたことから、調理工程中に二次汚染があったと考えられた。当該施設では、調理器具の用途別区分けがされておらず、調理済食品を原材料用冷蔵庫に入れるなど、二次汚染が起きる可能性は十分にあった。</p>			
47	原因食品の 喫食場所	会社内	調査実施施設	集団給食（要許可）
48	<p>7月30日18時、渋谷区在住の患者から、28日昼に文京区内の飲食店でカレーセットを食べ、食中毒症状を呈した旨、文京区文京保健所に連絡があった。</p> <p>患者は28日12時10分に2名でカレーライス、漬物等を食べ、28日13時30分から2名ともおう吐、下痢等を呈した。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便、参考食品のご飯、当該飲食店内の拭き取り検体から、セレウス菌を検出した。患者の共通食は、当該飲食店での食事以外にはなかった。以上から、文京区文京保健所は当該飲食店が提供した「カレーライス」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
48	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
49	食中毒事件の詳報（p. 103）に掲載			
49	原因食品の 喫食場所	患者自宅ほか	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要							
50	<p>7月30日14時30分、千代田区内の会社から、社員食堂で30日の昼食に「カジキマグロのピリカラ漬」を食べた社員が、食べた直後から顔面紅潮、全身のじんましん等を呈している旨、千代田区千代田保健所に連絡があった。</p> <p>当該社員食堂は、当日11時30分から13時にかけて「カジキマグロのピリカラ漬」を85食提供し、このうち40名が食後30分前後から翌31日の9時にかけて頭痛、発熱、発疹、かゆみ、目の充血等を呈していた。</p> <p>当該残品を検査したところ、280mg／100gのヒスタミンを検出し、患者の症状がヒスタミン中毒と一致することから、千代田区千代田保健所は当該社員食堂が提供した「カジキマグロのピリカラ漬」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>原材料のマカジキの切り身について遡り調査の結果、同一原材料を使用した切り身の他の納品先に類似の患者の発生はなく、加工業者が保管中の同一ロット品からは、ヒスタミンを検出しなかった。しかし、当該施設へ納品されたマカジキ切り身は、流通段階で約2時間30分、常温に放置されていたほか、当該施設においても解凍を冷蔵庫内で40時間かけて実施していたことから、その間にヒスタミンを生成したと考えられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原因食品の 喫食場所</th><th>集団給食（要許可）</th><th>調査実施施設</th><th>集団給食（要許可）</th></tr> </thead> </table>				原因食品の 喫食場所	集団給食（要許可）	調査実施施設	集団給食（要許可）
原因食品の 喫食場所	集団給食（要許可）	調査実施施設	集団給食（要許可）					
51	<p>8月6日16時45分、八王子市内の医師から八王子保健所に、救急搬送された患者のふん便から腸炎ビブリオを検出したため、食中毒の届出があった。</p> <p>患者は日野市内の会社員であり、同じ会社に勤務する5名で日野市内の飲食店から購入した弁当を7月30日7時から同日11時までに食べたところ、4名が7月30日19時から同日22時にかけて腹痛、下痢等を呈していた。患者の共通食は当該弁当のみであること、患者ふん便から腸炎ビブリオを検出したことから、南多摩保健所は当該施設が提供した「弁当」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>弁当の内容は炊き込みご飯、焼き魚、ほたて貝のバター焼き、ゆでプロッコリー、漬物であったが、原因食品の特定には至らなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原因食品の 喫食場所</th><th>会社</th><th>調査実施施設</th><th>飲食店（そうざい）</th></tr> </thead> </table>				原因食品の 喫食場所	会社	調査実施施設	飲食店（そうざい）
原因食品の 喫食場所	会社	調査実施施設	飲食店（そうざい）					
52	<p>8月9日14時20分、目黒区内の医療機関から目黒区保健所に、同医療機関の職員16名で7月30日夜に世田谷区内の飲食店で会食をしたところ、8月2日から数名が食中毒症状を呈し、ふん便からカンピロバクターを検出した旨、連絡があった。</p> <p>患者らは7月30日20時から23時にかけて当該飲食店で16名で牛レバ刺し、焼き鳥等を喫食し、その後12名は二次会でソフトドリンク等を飲んでいた。3名が8月2日9時から同日18時にかけて下痢、発熱、腹痛等を呈し、患者から検出したのはカンピロバクター・ジェジュニであった。患者らの共通食は7月30日の会食以外ではなく、患者は全員二次会にも出席していたが、二次会の施設はカラオケ店で生肉の調理はないことと飲み物しか注文していないことから、牛レバ刺し等を提供している一次会の飲食店が原因施設であると考えられた。これらのことから、世田谷区世田谷保健所は一次会の「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原因食品の 喫食場所</th><th>飲食店（一般）</th><th>調査実施施設</th><th>飲食店（一般）</th></tr> </thead> </table>				原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）					
53	<p>8月4日8時30分、江戸川区内の医療機関から、同区内の会社員2名が食中毒症状のため同日5時に救急搬送された旨の連絡が、江戸川区江戸川保健所にあった。また、同日8時30分、小松川警察署から同保健所に、同社の会社員は全部で6名が3ヵ所の医療機関に救急搬送された旨、連絡があった。</p> <p>患者らの共通食は社員寮の食事であることが判明したため、江戸川区江戸川保健所は、江戸川区内にある同社の社員寮を調査した。当該寮の食事を喫食した22名のうち6名が3日22時頃から下痢、おう吐、腹痛等を呈しており、患者のふん便及び残品の玉子焼きから腸炎ビブリオを検出した。玉子焼きは包装された仕入れ品を切って提供したもので、当該施設内には流しが1槽のみで専用の手洗い設備はなく、まな板は使い分けがされていないことから、二次汚染があったと推測された。検食が保存されておらず、玉子焼き以外に残品の検査ができなかったことから、原因食品の特定には至らなかったが、江戸川区江戸川保健所は当該施設の「給食」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原因食品の 喫食場所</th><th>集団給食（届出）</th><th>調査実施施設</th><th>集団給食（届出）</th></tr> </thead> </table>				原因食品の 喫食場所	集団給食（届出）	調査実施施設	集団給食（届出）
原因食品の 喫食場所	集団給食（届出）	調査実施施設	集団給食（届出）					

番号	概要			
	原因食品の 喫食場所	調査実施施設	飲食店（屋形船）、魚介類販売業	
54	<p>8月6日10時50分、八王子市内の会社員から八王子保健所に、「3日に会社の同僚15名で江戸川区内の船宿の屋形船で会食したところ、4日3時から10名が腹痛、おう吐、下痢等を呈し、2名が入院した。」との連絡があった。</p> <p>患者らは3日18時30分から21時10分にかけて、屋形船で刺身、天ぷら、アサリの酒蒸し等を喫食していた。刺身は江戸川区内の鮮魚店で調製したものをそのまま積み込んだもので、その他のメニューは船宿及び屋形船で調理していた。江戸川区江戸川保健所は、船宿、屋形船及び鮮魚店の調査を実施した。調査の結果、当日2艘の屋形船を運航していたが、発症があったのは当該グループのみで、もう1艘の屋形船及び鮮魚店の利用者に発症はなかった。患者グループは、当該施設での会食のほかに共通食はなく、検査の結果、患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した。以上から、江戸川区江戸川保健所は当該屋形船が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
55	原因食品の 喫食場所	飲食店（屋形船）	調査実施施設	飲食店（屋形船）、魚介類販売業
56	<p>8月9日12時05分、大田区内の医師から大田区保健所に、入院患者からカンピロバクターを検出した旨の連絡があった。</p> <p>患者調査の結果、患者は3日19時から22時にかけて世田谷区内の飲食店で5名で鳥刺し、焼き鳥等を喫食しており、そのうち3名が5日13時から7日5時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈していた。検査の結果、患者全員のふん便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した。患者らには当該飲食店での会食のほかに共通食はなかった。以上から、世田谷区世田谷保健所は当該「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
57	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
58	<p>8月9日17時15分、大田区内の医師から、食中毒が疑われる患者3名の診察をした旨、大田区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは、5日20時から14名で品川区内のすし店にて刺身や寿司を食べ、6名が6日10時から同日23時にかけて腹痛、下痢、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該すし店の食事のみであること、患者ふん便及び参考食品から腸炎ビブリオを検出したことから、品川区保健センターは当該「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
59	原因食品の 喫食場所	飲食店（すし）	調査実施施設	飲食店（すし）
60	<p>8月8日14時、青梅市内の旅館から、7日の宿泊客17名のうち10名が7日22時から未明にかけて腹痛、下痢、発熱等を呈し、病院に搬送された旨、東京都保健医療情報センターを通じて西多摩保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、旅館の宿泊客17名は、7日正午頃に八王子市内の飲食店で法事会食をしていた。さらに調査を行ったところ、この料理の多くは青梅市内の給食施設で調製されていたことが判明した。</p> <p>青梅市内の給食施設では、7日に5グループ65食、8日には5グループ53食及び子ども用料理5食を調製し、冷蔵車で搬送していた。八王子市内の飲食店では、その料理を盛り付け、当該施設で調製した天ぷら、ご飯、味噌汁を添えて提供していた。</p> <p>当該料理を7日又は8日に喫食した123名のうち91名が発症し、検便の結果、腸炎ビブリオを検出した。また、検食（8月7日の酢の物、茶碗蒸し、前菜、8月8日の酢の物、刺身）からも腸炎ビブリオを検出した。</p> <p>以上から、西多摩保健所は青梅市内の給食施設で調製した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
61	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般、集団給食）
62	<p>食中毒事件の詳報（p. 105）に掲載</p>			
63	原因食品の 喫食場所	病院ほか	調査実施施設	飲食店（仕出し）

番号	概 要			
	<p>8月13日1時、世田谷区内の医師から、急患で診察した患者2名が腸炎ビブリオによる食中毒の疑いがある旨、東京都保健医療情報センターを通じて世田谷区世田谷保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは11日の夕食に4名で生ウニ、ネギトロ等を喫食し、そのうち3名が12日9時から同日20時にかけて下痢、腹痛等を呈した。生ウニ及びネギトロは、患者が11日17時に世田谷区内の魚介類販売店で購入したものであった。また、12日14時に当該店舗で生ウニ、マグロ等を購入した別グループも発症しており、同日19時から20時にかけて12名が喫食し、そのうち9名が13日8時から14日12時にかけて下痢、腹痛等を呈した。検査の結果、残品及び参考品の生ウニと患者のふん便から腸炎ビブリオを検出した。χ^2検定を行ったところ、生ウニに有意差が認められた。以上から、世田谷区世田谷保健所は当該施設が販売した「生ウニ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>2グループが購入した生ウニは同一ロットかは確認できなかったが、中国で同一加工者が加工したもので、通関時の検査では生食用鮮魚介類の成分規格に適合していた。当該施設では冷蔵ケースに破損があつて十分な冷蔵ができず、腸炎ビブリオを増殖させてしまったと考えられた。</p>			
	原因食品の 喫食場所	家庭	調査実施施設	魚介類販売業
59	<p>8月23日11時45分、目黒区内の公務員から目黒区保健所に、同区内の飲食店において18日に13名で会食したところ、7名が食中毒症状を呈した旨の連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは当該飲食店で18日17時30分から刺身、ポテトサラダ、筑前煮等を喫食し、18日20時30分から19日17時にかけて下痢、腹痛、発熱等を呈しており、4名のふん便から腸炎ビブリオを検出した。当日、他に2組4名の利用があったが、発症はなかった。患者の共通食は、当該飲食店の食事のみであった。以上から、目黒区保健所は当該「飲食店の食事」が原因の食中毒事件と断定した。</p> <p>当該飲食店にはまな板が複数あったにも関わらず、そのうちの1枚のみを使用し、食材ごとの使い分けがされていなかった。</p>			
60	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
61	<p>9月8日11時30分、八王子市内の医師から南多摩保健所に、診察した日野市在住の患者からカンピロバクターを検出しつたが、8月27日に10名で鶏刺し等を食べ複数名が発症しており、食中毒の疑いがある旨の連絡があった。</p> <p>患者らは8月27日18時30分から20時にかけて10名で国分寺市内の飲食店で鳥刺し、鳥サラダ、焼き鳥等を喫食し、そのうち5名が8月29日9時30分から9月1日21時30分にかけて下痢、発熱、腹痛等を呈した。検査の結果、参考食品の生の焼き鳥及び患者のふん便からカンピロバクターを検出した。患者らにはほかに共通食はなかった。以上から、多摩立川保健所は当該飲食店での「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
62	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
63	<p>9月17日12時45分、練馬区在住の患者から、11日夜に7名で新宿区内の飲食店を利用したところ、複数名が食中毒症状を呈している旨、練馬区保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者グループは11日20時10分から新宿区内の飲食店にて7名で、地鶏たたき、とりわさ、ちゃんこ鍋等を喫食し、4名が13日6時から14日20時にかけて腹痛、下痢、発熱等を呈していた。患者の共通食は当該飲食店の食事のみであること、患者ふん便及び参考食品からカンピロバクター・ジェジュニを検出したことから、新宿区保健所は当該飲食店が提供した「鶏肉料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
63	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
<p>9月16日、墨田区内の会社から、15日12時20分頃に同区内の飲食店で昼食を食べた社員3名のうち2名が食中毒症状を呈している旨、墨田区保健所に連絡があった。</p> <p>患者2名は、16日0時から3時にかけて腹痛、下痢、吐き気、おう吐等を呈していた。当日の他の利用客から類似の患者の届出はなかったが、患者1名のふん便から腸炎ビブリオを検出したこと、患者と共に共通する食事は当該飲食店のほかにないことから、墨田区保健所は当該「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>患者の喫食内容は、海鮮丼定食とサンマ焼定食で異なるが、患者からの聞き取り調査によると小鉢のイカと大根の煮物が共通していて、原因食品として疑われた。しかし、小鉢の内容について、当該飲食店と患者の間で主張が異なり、他の利用者への提供状況も不明なため、特定には至らなかった。また、イクラやホタルイカ醤油漬などの加工品を含む参考食品7検体から腸炎ビブリオを検出し、施設内が広範に汚染されていた可能性が示唆された。</p>				
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要								
	食中毒事件の詳報 (p. 107) に掲載								
	原因食品の 喫食場所	集団給食 (要許可)	調査実施施設	集団給食 (要許可)					
64	<p>9月27日、清瀬市内の病院医師から多摩小平保健所に、17日正午から発熱、血便、腹痛、HUS等を呈し入院している患者のふん便から、腸管出血性大腸菌O157 (VT1, 2(+)) を検出した旨の、3類感染症発生届出があった。</p> <p>患者は15日に家族と千代田区内の飲食店において、ユッケ、焼肉（カルビ、レバー、ロース）、アイスクリームなどを喫食していたことから、都食品監視課を通じて千代田区千代田保健所に連絡があった。</p> <p>当該飲食店の調査の結果、配膳担当の従業員から腸管出血性大腸菌O157 (VT1, 2(+)) を検出し、患者由来の菌株とともに疫学的性状検査を行ったところ、両者のPFGE型及び薬剤感受性の結果が一致した。この従業員は当該飲食店で販売食を喫食しており、生肉等の喫食はなかったが、サンチュやアイスクリームは喫食していた。</p> <p>また、9月27日、墨田区内の医師から墨田区保健所に、食中毒症状を呈して受診した患者のふん便から腸管出血性大腸菌O157 (VT1, 2(+)) を検出したことから、3類感染症発生届出があった。この患者も、15日に千代田区の当該飲食店において同僚12名と、ユッケビビンバ、焼肉等を喫食した。この患者の腸管出血性大腸菌O157菌株の疫学的性状検査を行ったところ、初発患者及び従業員とPFGE型及び薬剤感受性の結果が一致した。</p> <p>患者2名の生活圏は異なり、共通食は当該飲食店の食事のみであったことから、千代田区千代田保健所は当該「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>								
65	<table border="1"> <tr> <th>原因食品の 喫食場所</th> <th>飲食店 (一般)</th> <th>調査実施施設</th> <th>飲食店 (一般)</th> </tr> </table>				原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)	
原因食品の 喫食場所	飲食店 (一般)	調査実施施設	飲食店 (一般)						
66	<p>9月30日、文京区内の医師から文京区文京保健所に、腸炎ビブリオを検出した入院患者1名について、食中毒である旨の届出があった。</p> <p>患者は、7月8日から病気治療のため入院していたが、9月18日から19日に一時帰宅し、9月21日から腹痛、下痢、発熱等を呈した。一時帰宅中は、9月18日昼食から19日朝食まではホテルで食事をし、19日の昼食はすし店で握り寿司、岩ガキを喫食していたが、同行者3名は発症しておらず、利用施設に他に類似の患者の届出はなかった。以上から、文京区文京保健所は、原因施設及び原因食品不明の食中毒として処理した。</p>								
67	<table border="1"> <tr> <th>原因食品の 喫食場所</th> <th>不明</th> <th>調査実施施設</th> <th>飲食店 (旅館、すし)</th> </tr> </table>					原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	飲食店 (旅館、すし)
原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	飲食店 (旅館、すし)						
68	<p>10月6日、大田区在住の患者から、2日20時頃足立区内の飲食店から出前をとった4名のうち焼肉定食を食べた2名が下痢、腹痛、発熱等を呈している旨、大田区保健所に連絡があった。</p> <p>患者2名は3日0時20分から同日22時にかけて腹痛、下痢等を呈していた。出前内容は焼肉定食、マーボー丼、酢豚飯、小龍包であり、患者の共通食はこの焼肉定食のみだった。検便の結果、患者2名と調理従事者1名のふん便からサルモネラO9群を検出し、さらにその遺伝子型が一致した。これらのことから、足立区足立保健所は当該「飲食店の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>原因食品として焼肉定食に使用した溶き卵が疑われたが、当該溶き卵は他の料理にも使用されており、当日の利用客約60名から類似の患者の届出はなく、特定には至らなかった。</p>								
	<table border="1"> <tr> <th>原因食品の 喫食場所</th> <th>患者友人宅</th> <th>調査実施施設</th> <th>飲食店 (一般)</th> </tr> </table>					原因食品の 喫食場所	患者友人宅	調査実施施設	飲食店 (一般)
原因食品の 喫食場所	患者友人宅	調査実施施設	飲食店 (一般)						
	<p>10月19日14時10分、港区内の医師から、キノコによる食中毒が疑われる患者を診察した旨、港区みなど保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは18日の夕食に3名で、17日に都内で自ら採取したキノコ2種類を、キノコとナスの炒め物及びキノコの炊き込みご飯として喫食していた。その後、3名全員が18日19時30分から同日20時にかけておう吐、下痢等を呈した。検査の結果、炒め物にしたキノコはクサウラベニタケであることが判明した。以上から、港区みなど保健所は「クサウラベニタケとナスの炒め物」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>患者はクサウラベニタケをホンシメジと間違え、採取していた。</p>								
	<table border="1"> <tr> <th>原因食品の 喫食場所</th> <th>家庭</th> <th>調査実施施設</th> <th>家庭</th> </tr> </table>					原因食品の 喫食場所	家庭	調査実施施設	家庭
原因食品の 喫食場所	家庭	調査実施施設	家庭						

番号	概要			
	<p>10月19日16時10分頃、千代田区内の医師から千代田区千代田保健所に、食中毒症状を呈する患者3名を診察した旨、連絡があった。</p> <p>患者3名は、19日の昼食として千代田区内の飲食店において「秋刀魚のピリ辛揚定食」を喫食し、20分から3時間後に顔面紅潮、全身のほてり、動悸などを呈していた。調査の結果、他にも発症者がいることが判明し、19日昼に当該定食を喫食した8名のうち、探知の患者を含む6名が同様の症状を呈していた。</p> <p>「秋刀魚のピリ辛揚定食」に使用された食材の「秋刀魚の唐辛子調味漬」は加工製品で、これを油で揚げたものを定食として提供していた。当該施設に保管されていた同ロット品を検査したところ、ヒスタミンを240mg/100g検出した。また、当該品の仕入れ元の都内販売店に保管されていた別ロット品について検査したところ、ヒスタミンを104mg/100g検出した。</p> <p>以上から、千代田区千代田保健所は、当該飲食店が提供した「秋刀魚のピリ辛揚」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>「秋刀魚の唐辛子調味漬」の遡り調査を実施したが、他に類似の患者の発生はなかった。また、当該品の製造者を管轄する自治体に調査を依頼したが、同一ロット品からヒスタミンは検出されなかった。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
69	<p>10月25日、江戸川区内の医師から江戸川区江戸川保健所に、腸管出血性大腸菌O157を検出した患者1名の3類感染症発生届があった。</p> <p>患者は20日から下痢、腹痛、発熱等を呈していた。他の家族4名に症状はなかったが、2名から患者と同じPFGE型のO157を検出した。14日夕食に家庭で焼肉をしており、冷凍保存されていた残品の牛肉を検査したところ、患者と同じPFGE型のO157を検出した。以上から、江戸川区江戸川保健所は家庭での「焼肉」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>なお、残品のO157の最確数を検査したところ、23MPN/gであった。</p>			
70	原因食品の 喫食場所	家庭	調査実施施設	家庭、食肉処理業
71	<p>11月11日15時40分、大田区内の医師から大田区保健所に、食中毒症状を呈して受診した患者のふん便からサルモネラO8群を検出したことから、食中毒である旨の届出があった。</p> <p>調査の結果、サルモネラを検出したのは1家族3名で、4日8時からおう吐、下痢、発熱等を呈していた。患者は、3日14時に自宅で焼いたスポンジケーキを、同日20時に飲食店で焼肉、ユッケ等を喫食していた。このうち、ユッケは患者のうち2名が喫食していたが、当該飲食店では類似の患者の発生はなかった。また、自家製のスポンジケーキは鶏卵を使用しており、加熱不十分で食べる際に再加熱をしていたが、鶏卵の販売店にも類似の患者の届出はなかった。飲食店の拭き取り検体、参考食品、家庭に残っていた鶏卵を検査したがサルモネラを検出しなかったことから、原因食品を特定することはできなかった。そのため、大田区保健所は原因施設及び原因食品不明の食中毒として処理した。</p>			
71	原因食品の 喫食場所	不明	調査実施施設	飲食店（一般）、食品販売業、家庭
72	<p>11月30日11時、船橋市内の病院医師から、勤務先の病院職員5名が、20日に大田区内の飲食店で生の鶏肉等を食べて食中毒症状を呈し、検便からカンピロバクターを検出した旨、船橋市保健所に連絡があり、同日16時50分、都食品監視課を通じて大田区保健所に連絡があった。</p> <p>患者らは、18名で20日18時30分から22時にかけて大田区内の飲食店で同窓会を行い、鶏わさ、焼き鳥、ぞうすい等を喫食していた。このうち14名が、21日午前から25日8時にかけて腹痛、下痢、発熱等を呈した。χ^2検定を行った結果、鶏わさとぼんじりに有意差が認められた。ぼんじりには加熱工程があり、当該グループ以外にも26人前提供されていたが、他に発症の届出はなかった。患者のふん便からカンピロバクターを検出し、患者を診察した医師から食中毒の届出があった。これらのことから、大田区保健所は当該飲食店が提供した「鶏わさ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
72	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）

番号	概 要		
73	<p>12月2日12時30分頃、あきる野市内の患者から、11月27日昼に親族13名で法事の際に仕出し料理を食べたところ、28日夜から8名が吐き気、おう吐、下痢等を呈した旨、西多摩保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、当日は当該飲食店を利用したグループが他に3グループあり、うち2グループからも患者の発生があった。患者発生のあった3グループ35名は11月27日昼又は夜に、お造り、天ぷら、焼物等を喫食し、計19名が27日23時30分から30日0時にかけて下痢、おう吐、発熱等を呈した。患者の共通食は当該飲食店の会食料理のみであること、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、西多摩保健所は当該施設が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>原因食品の特定には至らなかったが、調理従事者が、おう吐、下痢等を呈した状態で調理行為に従事していたことから、ふん便由来のノロウイルスが食品を二次的に汚染したと推察された。</p>		
	原因食品の 喫食場所	法事会場、飲食店（一般）	調査実施施設
74	<p>12月6日9時、八王子市在住の患者から、1日12時頃に同市内の飲食店にて会食したところ、2日夜におう吐、下痢、発熱等を呈した旨、八王子保健所に連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは14名で当該飲食店にてマグロ丼、ねぎとろ丼、鶏唐揚げ等を喫食し、6名が2日18時から3日17時にかけて発症していた。また、当該飲食店を11月30日に利用した2グループ13名全員が、1日から同様の症状を呈していたことが判明した。11月29日から12月6日にかけて、調理従事者28名のうち10名も同様の症状を呈しており、検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出し、患者の共通食は当該飲食店のほかにないことから、八王子保健所は当該飲食店の「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>患者の多くは、刺身やねぎとろ丼などの未加熱食品を食べていた。当該飲食店では、刺身の調理担当者がおう吐、下痢等の症状があったにも関わらず、患者の利用日に調理していたことから、当該従事者が食品を汚染した可能性が示唆された。</p>		
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設
75	<p>12月5日正午頃、世田谷区内の老人ホーム職員から世田谷区世田谷保健所に、当該施設の入居者等が食中毒症状を呈している旨、連絡があった。</p> <p>調査の結果、当該施設では、同じ敷地内の老人ホーム2施設の給食と、配食サービスの弁当を提供しており、老人ホーム2施設の入所者等30名、ショートステイ1名及び配食サービス利用者4名の計35名が、4日1時から同日11時にかけて下痢、おう吐、腹痛等を呈していた。当該給食のメニューについてx2検定を行ったところ、3日の夕食に有意差が認められた。また、普段給食を喫食していない職員が3日の夕食を喫食し、同様の症状を呈していた。3日の夕食は魚の二色揚げ、きのこおろし等で、全部で141食を提供していた。患者及び調理従事者等の検便を実施したところ、患者4名からアストロウイルスを検出したが検出率が低く、これを原因と特定するには至らなかった。患者の共通食は当該施設が調理した食事以外になかったことから、世田谷区世田谷保健所は当該施設が提供した「給食及び配食弁当」を原因とする病原物質不明の食中毒として処理した。</p>		
	原因食品の 喫食場所	老人ホームほか	調査実施施設
76	<p>12月8日15時、墨田区内の会社から墨田区保健所に、会社関係者約20名で同区内の飲食店で宴会を行なったところ、十数名がおう吐、下痢等を呈し、医療機関を受診した旨、連絡があった。</p> <p>調査の結果、患者らは、4日18時から19名で刺身、天ぷら、焼鳥、サラダ等を喫食し、このうち15名が4日21時からおう吐、下痢、腹痛等を呈していた。また、当該宴会には参加せず、持ち帰った料理を喫食した3名のうち2名も同様の症状を呈していた。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出した。これらのことから、墨田区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該飲食店では、調理場内の整理・清掃の不徹底、トイレの手洗いに消毒液がない、焼物の串刺し作業を客席で行うなど、基本的な衛生に対する認識が不足していた。</p> <p>なお、提供された料理は同じ経営者が営業する隣接した2施設で調製していたことから、当該2施設を原因施設とした。</p>		
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設

番号	概 要			
	原因食品の 喫食場所			
77	<p>12月16日14時、品川区内の医療機関から品川区保健センターに、「食中毒症状を呈した患者を診察したが、12日に法事が行われ、他の参加者も同様な症状を呈しているらしい。」旨の連絡があった。</p> <p>連絡のあったグループについて調査したところ、12日12時30分から品川区内の飲食店を法事会席として41名で利用し、このうち24名が13日8時頃から、吐き気、下痢、おう吐等を呈していた。また、同日当該飲食店を利用した他の2グループ31名のうち8名も同様の症状を呈していることが判明した。検査の結果、3グループの患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したことから、品川区保健センターは当該飲食店が提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p> <p>3グループの共通メニューはカンパチの刺身のみであったが、原因食品として特定するまでには至らなかつた。当該施設では調理従事者は盛り付け等に使い捨て手袋を使用しておらず、調理従事者の手洗いの不良が原因と推測された。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（一般）	調査実施施設	飲食店（一般）
78	<p>12月25日7時35分、中央区内の会社員から、22日夜に港区内のホテルにて約400名で会社の忘年会を行つたところ23日夕方から約40名が下痢、吐き気、発熱等を呈した旨、東京都保健医療情報センターを通じて港区みなど保健所に連絡があつた。</p> <p>忘年会は22日18時30分からブュッフェスタイルで行われ、参加者は寿司、サンドイッチ、オードブル等を喫食し、調査協力が得られた282名のうち120名が23日0時から27日10時にかけて下痢、吐き気、発熱等を呈した。患者の共通食は当該ホテルの食事のみであること、喫食者ふん便からノロウイルスを検出したことから、港区みなど保健所は当該ホテルが提供した「会食料理」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（旅館）	調査実施施設	飲食店（旅館）
79	<p>12月24日4時32分、東京消防庁から、都内で開催されたバスケットボール大会に参加した山口県内の高校生15名が宿泊先でおう吐、下痢等を呈し、複数の医療機関に救急搬送した旨の通報があり、東京都保健医療情報センターを通じて宿泊施設を管轄する文京区文京保健所に連絡があつた。</p> <p>調査の結果、高校生34名及び教員3名は、21日から当該施設に宿泊し、このうち生徒21名及び教員2名の計23名が23日11時30分から24日5時40分にかけておう吐、発熱、下痢、腹痛等を呈していた。検査の結果、患者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出し、遺伝子学的精密検査を行つたところ、遺伝子型が一致した。当該施設では、本件の患者発生以前の利用者が施設内でおう吐等を呈したなどの事実はなく、感染症を疑う可能性はなかつた。以上から、文京区文京保健所は「旅館の食事」を原因とする食中毒事件と断定した。</p>			
	原因食品の 喫食場所	飲食店（旅館）	調査実施施設	飲食店（旅館）